

## 第 3 回以降の自由討論会の具体的論点（事務局案）等について

### 1. 第 1 - 2 回の自由討論会の主なご意見について

第 1 - 2 回の自由討論会において、いただいたご意見を整理いたしますと、以下のとおりとなります。

比較主体論～誰が比較するのか？

比較方法（項目）論～何を比較するのか？

比較推進のための環境整備

その他

詳細につきましては別添の添付ファイルをご参照ください。

### 2. 今後の当討論会の運営について（「報告書」の作成）

本討論会は、様々な立場の方にご出席いただき、消費者利便性・保護の観点から「保険商品の比較を推進するためのルール」「消費者保護の観点から遵守すべきルール」等について、自由に意見表明・交換を行っていただく中で、あるべき比較情報・比較ルールのあり方を考えていく自主的な討論会であります。

本討論会で頂戴したご意見につきましては、平成 20 年 6 月（第 1 回開催より約 1 年後）を目処に「報告書」に取りまとめの上、公表を行います。本「報告書」は、討論会参加メンバーに真摯に検討頂いた内容であり、業界団体、保険会社、代理店、仲立人、比較情報提供会社、行政当局、消費者団体等の今後の業務・取り組み検討の参考として活用頂きたいと考えております。

### 3. 第 3 回以降の具体的論点について

第 3 回以降の自由討論会の検討にあたっては、消費者・販売者・保険会社等の様々な立場から「消費者利便」、「消費者保護（誤認防止）」の両面から、参加メンバー内で共有できる「保険商品の比較情報提供のあり方」について検討をおこないたいと考えております。

第 1 - 2 回で頂戴したご意見等を踏まえ、以下のとおり具体的な論点を事務局より提示させていただき、集中的にご意見を頂戴したいと思います。

#### 第 3 回以降の自由討論会の具体的論点（事務局案）

項目	具体的論点
・保険商品を比較する際に必要となる項目	・消費者の利便性を確保した商品比較を行う際には、どのような項目を比較すべきか。 ・消費者が誤解を招かない比較項目とはどのようなものか。 事務局より比較表（例）をご提示させていただき、議論の参考としていただきたいと考えております。
・比較情報の提供主体	・比較情報を提供する主体として、どのような主体が望ましいのか。 ・各主体が比較情報を提供する際に、消費者保護の観点から留意すべき点はあるのか。
・比較情報利用時の留意点	・消費者が比較情報を利用する際に留意すべき点はあるのか。 ・その留意点をどのように消費者に伝えるべきか。

なお、第 1 - 2 回の自由討論会でいただいたご意見のうち、上記テーマ以外のご意見につきましても、貴重なご意見として自由討論会の「報告書」に掲載させていただきます。

#### 4. 「第3回以降の自由討論会の具体的論点（事務局案）」の考え方に対するご意見募集

上記「第3回以降の自由討論会の具体的論点（事務局案）」の考え方についてご意見がございましたら、12月13日（木）までに自由討論会ホームページの「意見募集フォーム」からご送信願います。

皆さまのご意見を参考に、事務局にて第3回以降の具体的論点を決定し、12月下旬を目処に第3回自由討論会の開催案内とあわせてホームページ上で公開いたします。

事務局としても今後も比較情報の提供ルール、あり方に関する意見集約のため、より具体的な議論が展開できるよう運営に努めてまいりますので、引き続き、討論会にご出席、またご意見を賜われれば幸いです。

今後とも自由討論会運営にご協力いただきますとともに、変わらぬご愛顧を賜われますようお願い申し上げます。

以上